

# みや わか



市議会だより

## 7月臨時会・9月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案	2~3
委員会報告	4~6
市長報告	6~7
一般質問	8~11
まちの話題、編集後記	12

# 審 議 結 果 報 告

## 7 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議員提出議案 第3号	塩川秀敏市長に対する不信任決議案	否 決

### ◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	遠藤 嘉昭	寶部 勝	川口 誠
議案 塩川秀敏市長に対する不信任決議案	×	○	欠席	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	欠席	○	○

●不信任決議は、地方自治法の規定により、出席議員の4分の3（11人以上）の賛成が必要です。

## 9 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任と決定
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任と決定
議案第27号	宮若市空き地の適正な管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第28号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否 決
議案第29号	宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第30号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	原案可決
議案第31号	令和6年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決
認定第1号	令和5年度宮若市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	令和5年度宮若市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	令和5年度宮若市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第4号	令和5年度宮若市吉川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第5号	令和5年度宮若市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第6号	令和5年度宮若市簡易水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第7号	令和5年度宮若市水道事業会計決算認定について	原案認定

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	寶部 勝
議案														
宮若市特別職職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ※1	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×
令和6年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について ※2	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	×

※1 賛成討論(清水 健太郎議員)

本議案に対する市長の答弁からは、ハラスメント行為に関する市役所の職場環境改善に向けた市長の努力がまだまだ足りてないと思うが、一つのけじめとして、身を切る覚悟で、安心安全で働きやすい職場環境を作るということで条例を提出されたと思う。今後の職場環境改善に向けた取組をお願いする。

賛成討論(山元 秀一議員)

百条委員会の報告の議決において、身の処し方は自ら決めるべきとしている以上、市長自らがこれをペナルティの一つとして捉えていることを尊重する必要がある。職場環境作りについても、市長は朝礼の出席や当該職員との面談等を行っており、我々はその進捗状況等を見守り、市長と職員が信頼関係を築いていくことを尊重しなければならない。

賛成討論(谷口 重隆議員)

反省と覚悟を持ってやると言っているため、私はそれを受け入れようと思っている。

反対討論(染矢 正次議員)

市長の答弁からは、ハラスメント行為に関する市役所の職場環境改善に向けた具体的な取組や成果が見受けられなかった。職場環境が改善できていない中で、自らの給料を削減し、責任を取ろうとするのは考えが違うと思う。市役所の安心安全で働きやすい職場環境の構築に全力で取り組んだ上で議会、市民にその成果を示していただきたい。

反対討論(安河 英幸議員)

民意を問わずに、この減額のみで今回のハラスメントについての幕引きを考えているのか。今回の期間限定の給与削減という責任の取り方が、選挙という市民から負託を受けた一政治家としてのとる道では到底ない考える。この現状で再度民意を問うという手段以外考えられない。

反対討論(弓削田 敬議員)

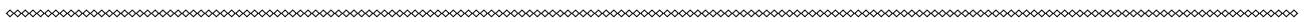
3割減額の根拠や、半年間という期限に対しても明快な答えが出ていない。これをもって幕引きにするのかという質疑に対しても、明快な答えが出てない。全てが不明確なままで上程された議案に対して賛成できない。これをハラスメントに対する反省のもとでやるのであれば、ご自身の任期中は減額を続けるべきと思う。

※2 反対討論(寶部 勝議員)

吉川コミュニティセンターの設計については、有利な財源がないまま、スケジュール管理もしっかり行われていない。また建設場所についても地元の理解を得られていない。この事業は課題が多いことから、改めて精査をし直し、計上する必要があると思っている。

賛成討論(山元 秀一議員)

吉川コミュニティセンターについては、早期の建設を望む請願を受けて、二度議決をしていることから一刻も早く進めていただきたい。前市長のときも場所こそ違え、その必要性から建設が進められていたことも尊重しなければならない。また、市長からは、地元住民との対話の中で今の場所が良いとの意見が多数であったと報告があっている。



次の方を適任とすることに決定しました。

人権擁護委員の候補者の推薦について

赤星 映子氏(再任)  
藤美智代氏(新任)

会計	一般会計
補正前の額	185億 3,054万 6千円
補正額	1億 9,524万 5千円
補正後の額	187億 2,579万 1千円

令和6年度一般会計補正予算

補正予算の主な内容は、若宮小学校跡地や吉川コミュニティセンターの整備に係る調査設計委託料、住宅取得補助金、6月下旬から7月中旬にかけて発生した豪雨による災害復旧費等となっています。

賛成多数で可決

# 委員会報告

## 9月定例会

### 決算審査特別委員会

委員長 清水 健太郎

認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険特別会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「吉川財産区特別会計」、認定第5号「下水道事業会計」、認定第6号「簡易水道事業会計」及び認定第7号「水道事業会計」について9名の委員により審査を行いました。

主な質疑と回答は以下のとおり

#### 認定第1号

1. 施設整備等基金は、計画的に積み上げているものか

今後、北部工業団地の造成事業や、既存の公共施設についても老朽化が進み、施設の整備、補修に多額の経費を要することが見込まれるので、将来的な財政需要に対応するために、積み立てを行っている。最終的な積立額は決めている。

2. ふるさと納税が減少した要因は

主力商品であった高級ワインが、基準が変更されたことにより、昨年10月以降、返礼品として使用できなくなった。高級ワインだけで6,100万円減少している。

3. 税収入等還付金9,046万円について説明を

法人市民税の収益が減収した分になり、予定納税分を返還している。

4. 定住促進施策の家賃補助制度について、利用世帯の転出はどれ位あったのか

家賃補助満了後の定着率としては、約6割が宮若市に戸建てまたは別の賃貸により定着しており、その他約3割強の方が市外へ転出をされている。

5. 第2子保育料の無償化について、恩恵を受けた世帯数は

認可保育施設については、児童数で言うと69人。届け出保育施設が26人。合計95人の児童に対して影響があった。

6. 介護給付金訓練等給付金8,500万円の増額は、単価増によるものか、人数増によるものか

令和5年度は、大きな報酬改定の年ではないので、人数の増加による給付費の増と考えている。令和4年度がサービス全体で7,727人、令和5年

度が8,290人の利用があった。

7. 処分委託料114万5,320円の説明を

令和5年度に、生涯学習センターリコリスにおいて、下水道への接続工事を行ったため、不要になる浄化槽は、関係機関との協議を行った結果、貯水槽への改修処分を行った。そのため処分委託料である。

8. 東部総合運動公園と西鞍の丘総合運動公園の利用状況は

令和5年度の利用人数は、西鞍の丘総合運動公園が2万8,304人。東部総合運動公園が6万1,018人である。

9. ふるさと納税の返礼品数の推移は

令和4年度の返礼品が約300品目、令和5年度は、約500品目。

10. 移動販売の利用状況は

週2回、水曜日と木曜日に実施をしており、令和5年度の実績は、年間2,369人が利用。売上は400万程度。販売業者から他の自治体と比べて、かなり売上は良いと聞いている。

#### 認定第2号

1. 今のところ単年度黒字ということだが、累積赤字はどのようになったのか

現在累積赤字はない。

#### 認定第5号

1. 他会計負担金について、負担金の割合は、何か決まりがあるのか

一般会計の繰入金については、毎年、総務省から地方公営企業の繰り出しについての通知があっている。それが一般会計が負担すべき経費の算出の基準となっており、基準内の繰入金ということで繰り入れしている。

#### 認定第6号

1. 簡易水道と水道は一本化される時期ではないか

簡易水道事業では、元利償還金等に對して交付税措置があり、今のところは会計を分けている。

#### 認定第7号

1. 老朽管の布設替えは、何メートルぐらいか

令和5年度は、5箇所配水管の更新工事を行っており、延べ延長は、耐震管で1,171メートル更新を行っている。

認定第1号、2号、3号、4号、5号、

6号及び第7号 全会一致で認定

委員長 安永 友則

宮若市特別職職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長自身のハラスメント行為に対する深い反省と、市政運営の拠点となる市役所が、「安心、安全で働きやすい職場環境」となるよう、身を切る覚悟で取り組む姿勢を示すため、宮若市長の給料月額を減じて支給する必要があるため、提案されたものです。

主な質疑

- ・市長の給与を減額することによって、市にどのような影響が出るのか。
- ・減額してお金で解決しようというのが、執行権者のされることなのか。お金の問題ではないと思うが。
- ・働きやすい職場環境作りをどうしていくのか。

答弁

・(市長の)給与減額は、市に対する財政上の効果を図るものではなく、市長の反省と身を切る覚悟を示す意味である。

・お金の問題で解決することではない。職員にとって、働きやすい職場を作っていくということが大前提になり、反省と決意と覚悟という意味での提案である。

・管理職職員と一緒に職場環境を変えていくと同時に、市長自身は、職員との出会いを持つよう朝礼に参加したり、面談をしたりという交流を行っている。その結果を検証して、働きやすい職場を作っていく。

賛成少数で否決

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、宮若市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な質疑

- ・施行日が12月2日とのことだが、12月1日までは、今の保険証が使えるのか。

・国保資格確認書は、マイナンバーカードがない方へ、発行する分だと思いが、この発行手続について伺う。

・宮若市内でマイナンバーカードに対応していない医療機関への機器の設置はどうなるのか。

答弁

・今年の7月に発行している保険証については、有効期限が来年の7月末までとなっており、それまではその保険証を継続して使うことが可能である。

・資格確認書の発行については、来年7月に国保のマイナ保険証未登録者全員へ郵送する。

・厚生労働省が各医療機関へ対応しており、12月の施行前までには設置されると考えている。

全会一致で可決

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の、附則に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該

規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めめるものです。

主な質疑

・後期高齢者の方のマイナンバーカードの普及率は、どうなっているのか。

答弁

・6月末現在で、後期高齢者の被保険者数が5,024人、そのうちのマイナンバーカードの利用者登録者数が2,397人で、未登録者数が2,627人である。

全会一致で可決

委員長 弓削田 敬

宮若市空き地の適正な管理に関する条例の制定について

適正な管理が行われていない空き地が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き地の管理の適正化を図ることにより、生活環境を保全し、もって安心で安全な住民生活を確保することを目的として、宮若市空き地の適正な管理に関する条例を制定するものです。

## 主な質疑

- ・空き家は対象にならないのか。
- ・この条例を制定してすぐにできることはあるのか。
- ・仮に代執行を行った場合、その後の対応はどうなるのか。

## 答弁

- ・空き家については、特別措置法があるため、そちらで対応していく。
- ・相談があった場合に、現地を確認して状況を把握することや、所有者の有無に関する調査はできる。
- ・費用徴収を行い、所有者に対して今後は自分で切るよう促すことになる。
- ・土地を自分で管理できないようであれば、助言として売買等の検討を促すこともあるかと思う。

## 全会一致で可決

# 市長報告

## ◆市長報告 1

令和5年度宮若市行財政改革実施計画第四次集中改革プランの進捗状況の報告について

本市の行財政改革については、令和3年8月に策定した「第四次集中改革プラン」に基づき、健全な財政基盤を確立するための継続的な取組を行っています。この第四次集中改革プランでは、令和3年度から令和7年度までの5箇年において、7億3,767万円の歳入確保と5億7,009万円の歳出削減による総額13億776万円を財政効果の目標として掲げており、令和5年度においては、歳入歳出合わせて2億5,066万円の目標額に対して、5億3,636万円の実績額となっています。

令和5年度の3つの基本方針として「行政運営の効率化」では、行政窓口業務や給食調理業務の民間委託、議員定数の削減などにより、目標額7,394万円に対して、実績額は9,726万9千円。

「健全な財政基盤の確立」では、企業誘致やふるさと納税の啓発などによる自主財源の確保、債権管理条例に基づく適正な債権管理の推進などにより、目標額1億4,672万円に対し、実績額は3億9,411万3千円。

「効率的な住民サービスの向上」では、道路愛護推進活動を通じた地域コ

ミュニティ活動への支援により、目標額3,000万円に対して、実績額4,497万8千円となっています。

## ◆市長報告 2

### 民事調停及び訴えの提起の報告について

令和6年3月議会にて報告を行った民事調停については、市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者、3名を対象としていましたが、1名は調停の申立て前に納付がなされ、1名は納付誓約により申立てを見送り、残る1名については調停が不成立となっています。

調停が不成立となった1名については、本年4月5日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起した結果、7月16日に勝訴の判決を得ています。

令和6年6月議会では報告を行った2名を対象とした民事調停については、1名は調停の申立て前に納付がなされ、残る1名については、5月15日に直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、6月11日に調停が成立しました。

## ◆市長報告 3

### 債権の放棄について

宮若市債権管理条例第16条の規定により、令和5年度において、26件、368万3,322円の債権を放棄しました。

放棄額の内訳は次のとおり。

- 管財課所管市有地賃地料
- ・生活困窮 1件、28万4,180円
- ・生活困窮 1件、15万6,057円
- ・相続放棄 1件、31万4,720円
- ・環境保全課所管袋販売手数料
- ・相続放棄 1件、7万4,520円
- ・生活困窮 1件、7万4,520円
- 建築都市課所管市営住宅使用料
- ・破産 1件、209万600円
- 水道課所管水道使用料
- ・相続放棄 2件、62万4,685円
- ・失踪及び所在不明 19件、13万8,560円

飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について

昨今の災害の多様化や大規模化、社会環境の変化といった消防行政を取り巻く状況の変化に伴い、消防・救急サービスに対する住民ニーズは、より多様化していますが、厳しい財政状況の中、行財政運営の効率化も同時に求められています。

こうした中、消防庁の示す「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、複数の市町村で消防事務を共同して処理することや他の市町村に消防事務を委託する、「消防の広域化」の必要性が示されています。

これまで飯塚地区消防本部と直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部は、それぞれで消防指令システムを整備・運用してきましたが、両消防本部で消防指令システムの更新時期を迎えることから、令和8年4月1日から、直方・鞍手広域市町村圏事務組合から飯塚地区消防組合へ消防指令に関する

事務を委託し、共同運用を開始することとしました。

共同運用の効果としては、管轄地区が隣接していることから、飯塚市、嘉麻市、桂川町、宮若市、小竹町及び鞍手町の災害情報を一元的に把握でき、消防相互応援協定に基づく迅速な応援出動が可能となり、消防サービスの向上につながる事が期待されます。

さらに、財政的な効果としても、消防指令システムを各消防本部で単独整備する場合と比較して、施設整備や運用に係るコストの全体的な軽減が見込まれるとともに、国が掲げる消防の連携・協力の推進に沿った取組であるため、国の財政措置を活用することができ、構成市町の財政負担の軽減につながるものです。



遠藤嘉昭議員 逝去



去る令和6年8月11日、遠藤嘉昭議員が逝去されました。

遠藤議員は、平成3年旧宮田町議会議員に初当選以来、宮若市議会議員を含め、33年余りの永きにわたり、町政及び市政の発展に尽力され、その間、初代、第4代宮若市議会議長、宮若市監査委員などを歴任されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/>



次回の定例会は **12月2日(月)** 開会予定です。  
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。  
小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

## 市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR	質問者	質問事項	QR
1. 染矢 正次	1. 聴覚障がい者の方に対する支援について		4. 柴田 裕美子	1. 本市におけるふるさと納税の現状とこれからの活用方法について伺う	
2. 安永 友則	1. 宮若市振興券について問う 2. 自主防災組織の現状について問う 3. 道路行政について問う		5. 藤春 優二	1. 本市の定住促進施策について	
3. 清水 健太郎	1. 農業の現状とその課題について伺う 2. 成年後見人制度の活用とその状況について伺う		6. 山元 秀一	1. デジタル行政の推進やあらゆる情報を活用した政策立案等について問う 2. 防災の取組並びに避難所の設置・運営など災害に強いまちづくりについて問う	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

### 聴覚障がい者の方に対する支援について



梁矢 正次

### 宮若市振興券について問う 自主防災組織の現状について問う 道路行政について問う



安永 友則

**問** 窓口で軟骨伝導イヤホンの導入について伺う。

**答** 市長

窓口に来庁される方のうち、聴覚に障がいのある方については、補聴器を使用しているケースが多いこと、また、ろう者の場合は手話通訳が同行していることや、状況に応じて筆談等での対応をしていますので、現段階では機器の導入には至っていません。

**問** 手話言語条例に掲げる施策の実施について進捗状況を伺う。

**答** 市長

この条例に基づき市が実施する施策として、本条例第7条において「手話に対する理解の促進及び手話の普

及に関する施策」「手話により情報を得る機会」の拡大に関する施策「手話通訳者の派遣その他意思疎通の支援に関する施策」と規定しているところですが、

**問** 9月23日の「手話言語の国際デー」には、全国各地の名所や施設を青色でライトアップすること、市民、地域が一つになって、手話が言語であることへの認知を広げている。来年の11月、東京でデフリンピックが開催

されるが、来年の「手話言語国際デー」には、宮若市内をブルーライトで照らし、手話に対する理解の促進・普及につなげたいと思うが、市長の見解を伺う。

**答** 市長

本市では手話言語条例を制定していますし、手話は言語ですので、ろう者の方々が社会生活に困ることのないような条件整備を整えていくためにも、啓発は非常に重要かと思えます。

関係者としてしっかり検討して進めていきたいと思えます。

**問** 今回の販売状況と、問題点を問う。

**答** 市長

紙券については本年6月3日に販売を開始し、6月18日には完売しています。また、電子媒体については、本年7月1日に販売を開始し、8月14日で完売したところです。

本事業の問題点については、紙券に比べて電子媒体の取扱店が少ないことや、電子媒体に不慣れた高齢者が使いつらい等の声も聞かれるため、課題解決に努めます。

**問** 防災に関する各自治会と、小・中学校の取組について問う。

**答** 市長

各自治会を単位とした自主防災組織の設立

や、防災訓練、研修会等の取組が行われていきます。

また、小中学校においては、安全教育と防災教育を年間計画に基づいて実施するとともに、年間3回の避難訓練を実施しています。

**問** 近年の当市の災害と避難の状況を問う。

**答** 市長

災害の状況は、令和3年度から令和5年度までの累計で、公共土木災害が55箇所、農林災害が79箇所、社会教育施設の災害が2箇所となっています。

また、避難の状況については、令和3年度から令和5年度にかけて大雨及び台風の接近に伴い避難所を開設しており、令和4年には104名の方が避難

**問** 飯塚〜福岡線における整備期成会の取組と、現状について問う。

**答** 市長

主な取組として、例年7月に国土交通省九州地方整備局及び福岡県県土整備部への要望活動、11月に国土交通省、財務省及び地元選出国会議員への要望活動を行っています。

取組の現状については、千石脇野工区、如来田工区、金生工区、及び金生高野大橋から先の将来計画工区があり、現在事業着手している千石脇野工区及び金生工区の早期完成を要望しています。

また、将来計画工区では、早期の計画策定を要望しています。

### 農業の現状とその課題について何う 成年後見人制度の活用とその状況に ついて何う



清水 健太郎

**問** 生産者の推移はどうなっているのか。また、それにあたって市内の耕作面積の推移はどうなっているのか問う。

**答** 市長

令和2年度に実施された調査「農林業センサス」では、基幹的農業従事者は639人で、平成27年度の696人から57人減少しています。

また、耕地面積については、農林水産省の面積調査では、令和5年が1,710ヘクタールとなっており、令和元年の1,730ヘクタールから20ヘクタールの減少となっています。

**問** 鳥獣被害における耕作者への負担や耕作放棄地などの対応はどうしているのか問う。

**答** 市長

耕作者の負担としては、鳥獣被害を防ぐために、多くの方が防護柵等を設置している状況です。設置に当たっては、地域で取り組む事業として、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、耕作者の負担なく防護柵等の資材が支給されています。

耕作者個別の圃場に対する要望については、防護柵等の購入費用の半額程度の助成を行っているところです。また、耕作放棄地などの対応については、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用していただき、集落等で耕作農地等と一体的な管理を行うことが可能となるところです。

**問** 成年後見人制度の概要と本市での活用実績とその現状について問う。

**答** 市長

成年後見制度とは、認知症や障害等の理由で、物事を判断する能力が十分でない方の権利や財産を守り、法律的に支援するための制度です。後見制度には、本人の判断能力が衰える前に利用できる「任意後見制度」と、本人の判断能力が不十分になった後に利用できる「法定後見制度」の2つがあります。本市における利用者数は、令和6年7月末現在、90人が利用されており、令和5年度では延べ151回の後見制度に関する相談を受けている状況です。

### 本市におけるふるさと納税の現状と これからの活用方法について何う



柴田 裕美子

**問** これまでの寄附額の実績と使い道について何う。

**答** 市長

本市のふるさと納税の実績については、令和元年度が約1億1,000万円、令和2年度が約1億5,000万円、令和3年度が約1億8,000万円、令和4年度が約3億7,000万円、令和5年度が約3億2,000万円となっています。令和4年度と5年度を比較すると寄附額が5,000万円ほど減少していますが、これは令和5年10月に返礼品の基準が改正されたことにより、それまでの主力返礼品であった高級ワインが非該当となったことが大きな要因です。

寄附金の主な使い道

としては、寄附額の約半分は返礼品や関連する事務経費となりますが、令和5年度は保育料の第2子以降無償化事業や、市内幼稚園・小中学校給食での宮若牛・宮若米の購入費用、児童図書購入等に活用させていただいたところです。

**問** 今までの取組に対する良かったところ、悪かったところを含む反省点と、今後の展開について何う。

**答** 市長

令和5年度は、民間業者への業務委託による事務の効率化に加え、県産品の提供事業者の確保や新規返礼品の開発、ポータルサイト内の情報の充実や、タブレット端末で直接寄附を行うことができ

る現地決済型の「ふるさと納税ナウ」を市内5箇所に導入することで、より多くの方々にアプローチする手段を講じてきました。しかし、これらの取組が結果として寄附額の増加につながっていないことが反省点です。

今後の展開については、寄附額を増加させるための取組のほか、ふるさと納税制度の本来の趣旨のとおり、市内の経済が潤うようなラインナップについても改めて検討すること、本市の観光振興や物産振興につなげられるよう努力していきたいと考えています。

また、書籍やインターネット上での広告事業に取り組むことにより、本市のPRと寄附額の確保に繋がっていきたいと考えています。

### 本市の定住促進施策について



藤春 優二

**問** 本市が定住促進施策の推進として実施してきた子育て・新婚世帯家賃補助金制度と住宅奨励金制度のこれまでの成果について伺う。また、新たに制定する住宅奨励金制度の内容とこの制度に期待する効果を伺う。

**答 市長** 家賃補助制度とは、新婚世帯と転入される就学前の子育て世帯を対象に、民間賃貸住宅の家賃を、最高で月額2万5,000円補助する制度です。本制度は、平成25年度から実施しており、令和5年度までの実績として、876件の申請があり、2,224人となっています。定住奨励金制度とは、市内に新たに住宅を取得する方を対象

に、固定資産税相当額の奨励金を交付する制度です。本制度は、平成20年度より開始しており、令和5年度までの実績として、1,134件の申請があり、3,815人の定住に寄与しました。

次に、今回新たに創設する住宅取得補助金制度は、現行の定住奨励金制度の対象期限が本年12月31日登記完了分までとなっていることから、これに代わる新たな制度として、現行制度を拡充する形で制定するものです。対象とする物件は、現行制度と同様であり、申請者に応じた各種項目を加算する形で、県内では最高水準となる最高300万円の補助金を一括して交付するものです。期限は、令和7年1月1日から令和

9年12月31日までに登記完了した物件となります。その後、実績を踏まえて検証を行います。

新制度の効果として、主に若い子育て世帯と市内企業等に勤めている市外在住者をターゲットとした支援策であるため、さらなる定住人口の増加につながるものと期待しています。

### デジタル行政の推進やあらゆる情報を活用した政策立案等について問う 防災の取組並びに避難所の設置・運営など災害に強いまちづくりについて問う



山元 秀一

**問** ICT/IOTを活用した行政サービス及び防災行政の充実について現状の取組と展望について伺う。

**答 市長** また、住民サービスの向上や経済活動の活性化、防災意識向上や災害時の対応など日々の安心・安全な日常生活の実現に向けて、市が保有する膨大な情報・データの有効的な活用と、あらゆる情報の収集について伺う。

**問 市長** デジタル行政の推進に関しては、令和2年度、総務省策定の「自治体DX推進計画」に基づき、情報システムの標準化やオンライン申請などを進めており、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指しています。

同計画には、オープンデータや官民データ活用の推進が掲げられており、行政データを有効活用することで、行政の業務効率化のみならず、地域課題の解決等が期待されることから、AIやIOT、クラウド等の先端技術についても、様々な行政課題解決の有効なツールとして認識し、積極的な導入を進めていきます。

防災に関する情報発信では、現在、SNSを活用しているほか、情報収集に当たっては、インターネットを通じて国土交通省の河川カメラの情報や気象庁の気象情報を取得しており、避難所の開設等に活用しています。

また、国や県から提供されている河川の洪水浸水想定区域や土砂

災害警戒区域の情報を防災マップに反映し、全戸に配布することで活用を行っています。

**問** 災害に強いまちづくりについて市の取り組みむべき課題等について伺う。

**答 市長** 自主防災組織等を対象に防災に関する研修会等のさらなる啓発が必要であるほか、災害時の避難や避難所生活等で支援が必要な方への対策が課題であると考えています。

**答 総務課長** 後期高齢者等支援が必要な方を対象に避難行動要支援者名簿を整備し、個別の避難計画の策定を進めています。



直轄地区防災研修会



イオンモール福津 宮若いきいきフェア



カ丸ダムふれあい釣り大会



脇田ミュージックフェスティバル

編集後記

秋は、1964年に開催された東京オリンピックの開会式が10月10日に開催されたことに由来して、スポーツの秋とも言われ、各地で様々な競技が行われています。

メジャーリーグでは、大谷翔平選手がメジャー史上初となる50本塁打、50盗塁を達成し、前人未到大記録を打ち立てました。大谷選手の活躍は子どもたちだけでなく、私たち大人にも夢や希望を与えてくれます。この活躍の裏には、大谷選手の想像を絶する努力があるのだと思います。

私も市民の代表である議員として、宮若市のために何ができるのかを考え、努力を怠ることなく議員活動に邁進してまいります。

清水 健太郎

議会広報調査特別委員会

- 委員長 山元 秀一
- 副委員長 松岡 史倫
- 委員 染矢 正次
- 委員 清水 健太郎
- 委員 藤春 優二
- 委員 神谷 喜久雄
- 委員 安河 英幸